

第5回 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 「減災のための取組フォローアップ」

水防災意識社会再構築ビジョン

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市
榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
群馬県

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会検討経緯

○平成27年9月 関東・東北豪雨や平成28年8月北海道・岩手県で豪雨による大規模な被害が発生

(第1回協議会) 平成29年 2月15日

- ・ 群馬県管理河川における堤防決壊や溢水・越水等に伴う浸水被害に備え、隣接する自治体や県等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための取組について協議・共有を行うことを目的とし、河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会を設立。

○平成29年6月 「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」の公表による5カ年の取組目標設定

(第2回協議会) 平成29年 8月9日

- ・ 県全体(地域共通)の5か年(令和3年度まで)の取組目標設定
- ・ 水位周知河川の取組方針決定。

(第3回協議会) 平成30年 5月15日

- ・ 全河川を対象とした取組と減災目標の整理。

(第4回協議会) 平成31年 2月19日

- ・ 協議会の法定化。

(第5回協議会) 令和3年 3月26日

- ・ 取組の進捗確認。
- ・ 取組の見直し、追加。

減災のための目標

県管理河川等で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」、「地域社会の継続性の確保」を目標とする。

令和3年度までに上記の目標達成に向けて

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動再開の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進
- ・重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

減災のための取組フォローアップ

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化		ページ
①	県、市町村は、水害ホットラインを構築する。【H30】	P6
②	県、市町村は、水害対応タイムラインを作成する。【R3】	P7
新規③	県は、ダムの異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。	資料3 P5
取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進		ページ
①	県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。【H29】	P8
②	県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。【R2】	P9
③	県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。【R2】	P10
取組3 水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し		ページ
①	市町村は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。 県は、洪水に関する情報を提供し協力する。【R3】	P11
②	①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。【R3】	P12
③	県、市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。【H29】	P13
④	市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。 県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。【R3】	P14

減災のための取組フォローアップ

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要配慮者利用施設等の支援		ページ
①	市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。【R3】	P15
②	県、市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。【R3】	P16
③	市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。【R3】	P17
新規④	市町村は、要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	資料3 P6
取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し		ページ
①	市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。【R3】	P18
新規②	市町村は、水災害にかかわる防災情報(まるごとまちごとハザードマップ)を整備する。	資料3 P7
取組6 防災情報の理解促進		ページ
①	県、市町村は、小中学校等における水災害教育を実施する。【R3】	P19
②	県、市町村は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。【R3】	P20
新規③	県、市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動(説明会等)を行う。	資料3 P8

減災のための取組フォローアップ

○水防に関する事項

取組7 実効的な水防活動体制の強化		ページ
①	市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。【R3】	P21
②	県、市町村、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。【毎年実施】	P22
③	県、市町村、水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。【毎年実施】	P23
④	県、市町村は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。【随時実施】	P24
取組8 水防資機材の確保		ページ
①	県、市町村は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。【R3】	P25

○排水に関する事項

取組9 排水への備え		ページ
①	県、市町村は、排水ポンプ車等を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。【H29】	P26
②	市町村は、排水ポンプ出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。【R3】	P27

○河川管理施設の整備に関する事項

取組10 河川整備の実施		ページ
①	県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。【R3】	P28
新規②	県は、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。	資料3 P9
取組11 危機管理型ハード対策		ページ
①	県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。【R3】	P29

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
35/35(市町村)	H30年度

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

- ① 県、市町村は、水害ホットラインを構築する。

取組状況

水害ホットライン

- 市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長へ直接電話等で伝える仕組みとして、水害ホットラインを構築しました。
- ホットラインを構築するにあたり、土木事務所と市町村間で調整し、以下の6項目の取り決めを作成しました。
 - 伝達者及び受達者
 - 対象範囲
 - 連絡手段
 - ホットラインのタイミング
 - 伝達事項
 - 事前の情報共有内容

【R3年度以降の予定】

- 災対改正に伴う「避難指示」への呼称の一本化や、「災害発生情報」から「緊急安全確保」への名称変更に向けた見直しを行います。
- 継続して運用する中で新たな課題が見られた場合は速やかに見直し、地域部会を通じて内容の情報共有を行います。



情報伝達例

- 河川のはん濫危険水位到達時点で河川の情報を、溢水・越水・破堤した時点で被災箇所と被災内容を伝達。
- 土砂災害警戒情報、気象特別警報が発令された段階で現在の状況や今後の見通し等を伝達。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	・ホットライン案の作成、協議	・ホットライン構築	構築	・ホットライン運用、見直し	・避難情報の呼称変更にかかる見直し

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
18/18(市町村)	R3年度

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化

② 県、市町村は、水害対応タイムラインを作成する。

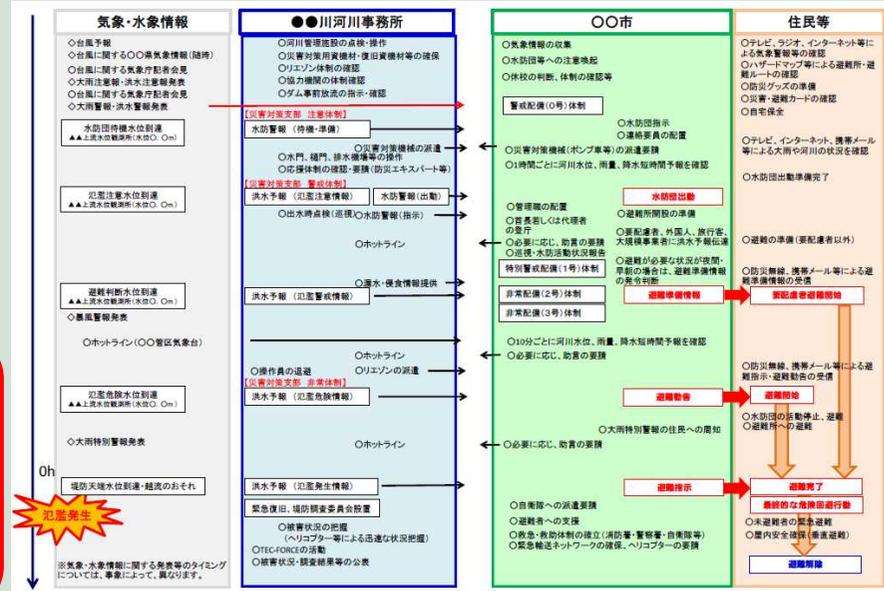
取組状況

水害対応タイムライン

- 災害発生が予想された時、それぞれの関係者が「いつ」「何をするか」を時間軸に沿って整理し、関係者間で予め合意して文章化した行動計画を作成しました。
- どのような災害にも繰り返し発生する標準的な防災業務について事前にタイムラインを作成しておくことで業務の迅速化・円滑化を図るとともに、突発的な事象が発生した際にも判断権者や災害対策本部が集中して対応できるようにします。
- 県管理河川の洪水予報河川・水位周知河川の浸水が想定される18市町村について水害対応タイムラインを平成30年度までに作成完了しました。

【R3年度以降の予定】

- 継続して運用する中で、新たな課題が見られた場合には速やかに見直しを行います。
- 全県管理河川を対象とした群馬県水害リスク想定マップの作成や、危機管理型水位計、河川監視カメラの増設を踏まえ、水位周知河川等に指定されていない河川についても、水害対応タイムラインの作成を進めていきます。



タイムライン例「タイムライン策定・活用指針」(国土交通省)

工程	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	・タイムライン案の作成、協議	作成		・タイムラインの運用・見直し	・水位周知河川以外でのタイムライン作成

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況

整備済み

目標年度

H29年度

取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進

- ① 県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。

取組状況

Lアラート

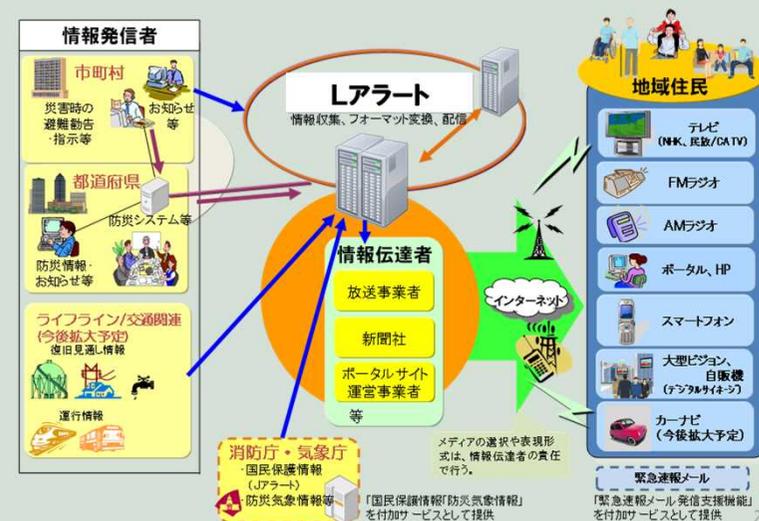
- 地方公共団体等の公的機関から地域住民（その地域の滞在者、通過車両等を含む）に向けて発信された安心安全に関わる情報および生活情報等を様々なメディアを通じて、迅速かつ正確に地域住民に伝えることを目的として構築されたものです。
- 情報の発信及び受信については、標準化されたデータ形式を採用し、共通の接続インターフェースを提供することにより、情報内容の統一や、入力の手間を簡素化し、利用者負担の軽減を図ります。Lアラートへ1回送信するだけで、様々なメディアを通じて迅速に住民へ伝達します。

【実績】

令和元年東日本台風では、県内市町村等から1,168件の情報がLアラートで提供されました。

【R3年度以降の予定】

- 令和3年度以降も継続して運用を行います。



Lアラート概要図(総務省)



取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
整備済み	R2年度

取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進

② 県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。

取組状況

河川監視カメラ(令和2年度末までに34基)

- 水位計の情報だけでなく、カメラ画像により視覚的な情報を提供することで、住民の方が危機意識を持ち、迅速な避難行動に役立てるようにするものです。
- 洪水予報河川や水位周知河川といった氾濫した際に被害が大きくなると想定される水位周知河川等に34基設置しました。

簡易型河川監視カメラ(令和2年度末までに90基)

- 河川監視カメラに比べ、ズームや首振り機能等を排除することでコストを低減したカメラになっています。
- 地域部会で必要箇所を抽出し、R2年度末までに中小河川など90基の設置を完了させる予定です。

令和元年東日本台風を踏まえた対応

- 群馬県水位雨量情報システムへのアクセス集中によりアクセスしにくくなる事象が発生したことから、令和2年度にシステム改修工事を行うとともに、yahooとの災害協定によるキャッシュサイトを構築しました。



河川監視カメラ
群馬県水位雨量情報システム
(群馬県)



簡易監視カメラ
川の水位情報
(国土交通省)

【R3年度以降の予定】

- 浸水が想定されるエリアに居住する県民の迅速な避難を促すため、地域部会で検討を進め、必要な箇所に監視カメラの設置を進めていきます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程		・河川監視カメラ 34基設置・公開	・簡易型河川監視カメラ55箇所設置・公開	・簡易型河川監視カメラ35箇所設置・公開	・カメラの増設

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
整備済み	R2年度

取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進

③ 県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。

取組状況

危機管理型水位計(令和2年度末までに287基)

- 洪水予報河川や水位周知河川といった氾濫した際に被害が大きくなると想定される河川には水位計が設置されていますが、群馬県内428河川において水位情報が把握できない中小河川が多くあります。
- 国土交通省の革新的河川管理プロジェクトにより低コストで簡易な情報収集・提供できる設備として危機管理型水位計が開発されました。
- 群馬県減災対策協議会地域部会で必要箇所を整理し、R2年度までに中小河川に287基の設置を図っています。

【R3年度以降の予定】

- 浸水が想定されるエリアに居住する県民の迅速な避難を促すため、地域部会で検討を進め、必要な箇所に水位計の設置を進めていきます。



前橋市神沢川



伊勢崎市蕪川

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	・設置箇所検討	・危機管理型水位計127基整備	・危機管理型水位計84基整備	・危機管理型水位計76基整備	・水位計の増設

取組の実施状況

達成状況

目標年度

10/18(市町村)

R3年度

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

- ① 市町村は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。

取組状況

避難指示発令基準

- 平成27年の水防法改正に伴い、浸水想定区域図の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、洪水予報河川・水位周知河川について浸水想定区域を見直しました。
- 市町村は更新された浸水想定区域図をもとにハザードマップの見直しを進めています。
- 見直しにより新たに浸水のおそれがあるとされた区域については、住民避難のための避難情報の発令基準を定める必要があることから、検討を実施し、令和2年度末までに10市町村で発令基準を定めました。

【完了済み市町村】

- 渋川市、伊勢崎市、富岡市、安中市、沼田市、太田市、桐生市、館林市、板倉町、明和町

【令和3年度以降の予定】

- 引き続き発令基準の設定を進めるとともに、洪水浸水想定区域以外についても、危機管理型水位計の情報等を活用し、速やかに避難指示が発令できるように体制を強化していきます。

基準水位観測所	上久方基準水位観測所
避難準備・高齢者等避難開始	観測所の水位が4.2m(避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき 氾濫警戒情報が発表されたとき
避難勧告	観測所の水位が4.58m(氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき 氾濫危険情報が発表されたとき
避難指示(緊急)	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

桐生市地域防災計画例

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正による浸水想定区域図見直し、告示 			<ul style="list-style-type: none"> 発令基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理型水位計を活用した迅速な発令体制の整備

取組の実施状況

達成状況	目標年度
5/18(市町村)	R3年度

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

② 市町村は、家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難(水平避難)とする計画を立案する。

取組状況

家屋倒壊等氾濫危険区域

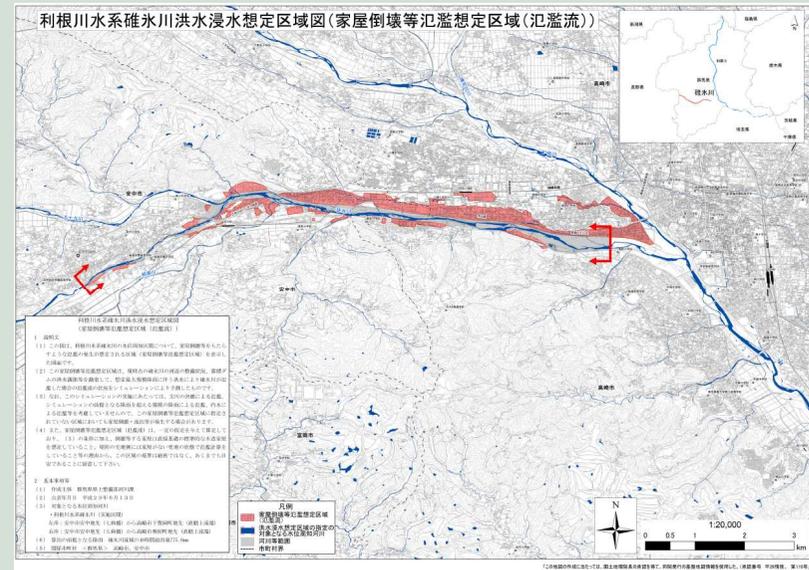
- 平成27年の水防法改正に伴い、浸水想定区域図の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、洪水予報河川・水位周知河川について浸水想定区域を見直しました。
- 市町村は見直しされた浸水想定区域図をもとにハザードマップを見直しています。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域については家屋の2階等への避難(垂直避難)が困難なため、原則的に立ち退き避難(水平避難)とする計画を5市町村で地域防災計画に位置づけています。
- 令和2年度に群馬県地域防災計画への家屋倒壊等氾濫想定区域について、原則的に立ち退き避難とする内容を追記しました。

【完了済み市町村】

- 渋川市、伊勢崎市、太田市、桐生市、板倉町

【令和3年以降の取組】

- 対象全市町村での地域防災計画への位置づけを進めていきます。



碓氷川家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
※着色箇所が家屋倒壊等氾濫想定区域

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正による浸水想定区域図見直し、告示 			<ul style="list-style-type: none"> 対象の市町村における地域防災計画の見直し 	

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
—	R3年度

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

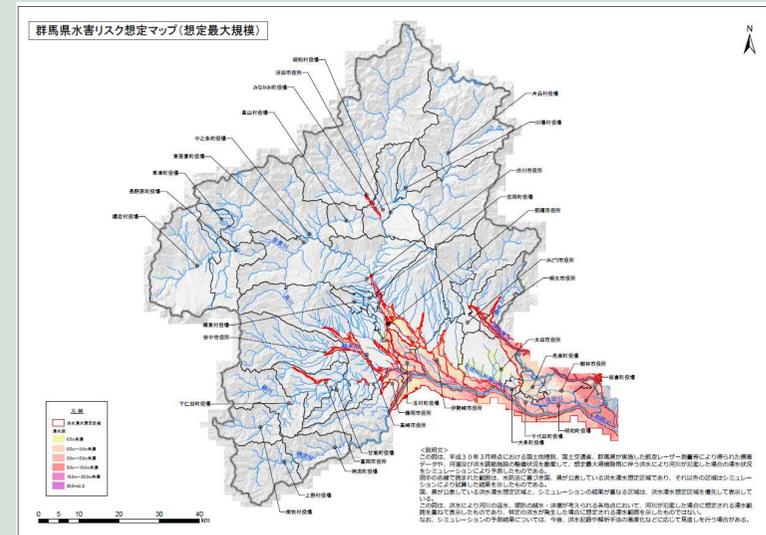
③ 県、市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。

取組状況

- 群馬県では、水位周知か先頭に置いて洪水浸水想定区域図を作成するとともに、残りの河川についても水害リスク想定マップを作成し、市町村に情報提供を行っています。
- 市町村は、既往の浸水実績や上記の水害リスク想定マップ等をもとに水害ハザードマップを作成し、住民が安全に避難できる経路の周知を図っています。
- 避難路となる県道、市町村道等における危険箇所の把握を行っています。

【令和3年度以降の取組】

- 引き続き、定期的に危険箇所の把握を行い、新たに確認された箇所の情報を更新していきます。



群馬県水害リスク想定マップ

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・危険箇所の把握、情報の更新		

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
—	R3年度

取組3 水害リスクを踏まえた防災計画の点検、見直し

- ④ 市町村は、浸水想定区域内について避難経路の点検を行う。県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。

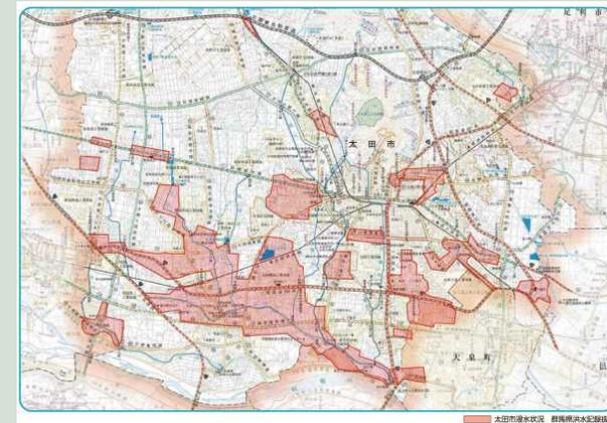
取組状況

避難経路の点検

- 住民の避難行動に資する情報として、浸水想定区域内等について市町村、県の道路パトロールの機会等も活用して点検を実施しています。
- 住民の安全な避難に資するよう、県は点検により把握した県道の危険箇所にかかる情報を市町村に提供します。

【令和3年度以降の取組】

- 引き続き、定期的に点検を実施していきます。



太田市ハザードマップに示された過去の浸水実績
赤着色部が浸水範囲

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・避難経路の点検		

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
1,494/1,521(施設)	R3年度

取組4 要配慮者利用施設等の支援

- ① 市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。

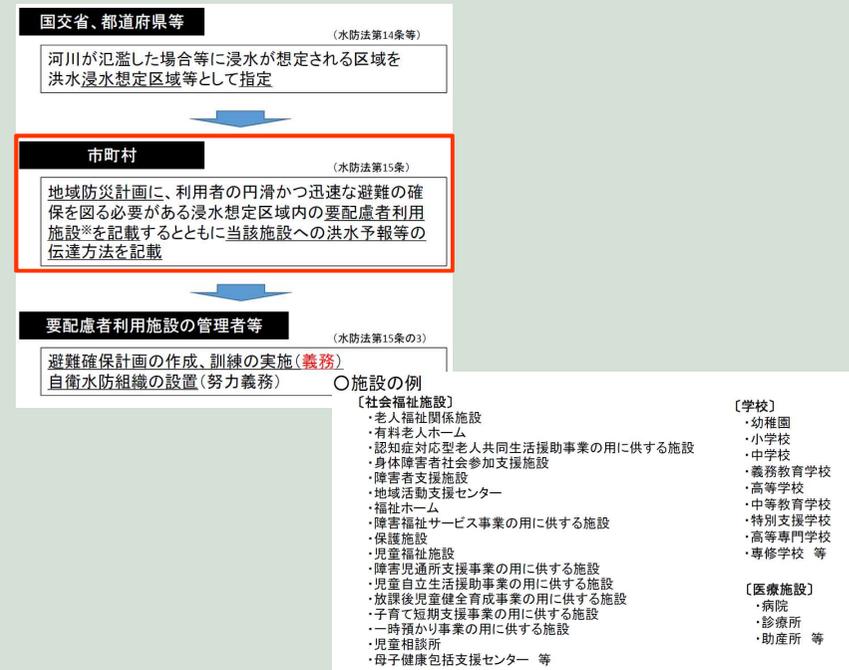
取組状況

要配慮者利用施設の指定

- 水防法第15条第1項において、「浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものについては市町村防災計画への名称、所在地の記載をする」となっています。(要配慮者利用施設の指定)
- 平成27年の水防法の改正により、想定しうる想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の見直しがあり、それに基づいた要配慮者利用施設の指定を進めています。
- 令和2年度末時点で浸水想定区域内にある1,521施設の内1,494施設が地域防災計画への指定が完了しました。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度中に浸水想定区域内の施設について地域防災計画への位置づけを行います。
- 水害リスク想定マップをもとに、(浸水想定区域外の) 浸水のおそれがある施設の地域防災計画への指定を促進します。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正による浸水想定区域図見直し、告示 			<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要配慮利用施設の指定 定期的なフォローアップ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスク想定マップをもとにした指定の促進

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
1,248/1,521(施設)	R3年度

取組4 要配慮者利用施設等の支援

② 県、市町村は要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。

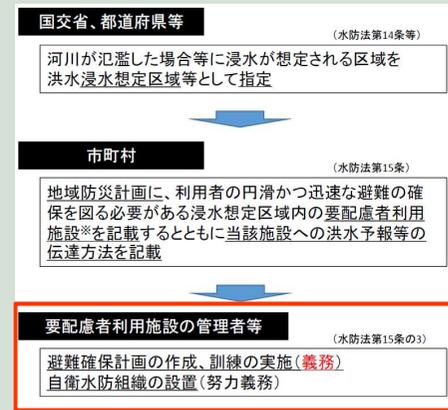
取組状況

要配慮者利用施設の避難確保計画策定

- 水防法第15条第3項により「要配慮者利用施設に位置づけられた施設については当該利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るための計画を策定し、訓練を実施する」とされています。(避難確保計画の作成、訓練の実施)
- 要配慮者利用施設避難確保計画の作成に向け、モデル施設における計画作成の支援を令和元年度に6市町、令和2年度に2市町で行いました。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度中に地域防災計画に位置づけられた全ての施設における避難確保計画の作成を完了させます。
- 取組4①で地域防災計画に位置づけた施設にかかる避難確保計画の作成を促進します。



渋川市でのモデル事例

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正による浸水想定区域図見直し、告示 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画作成 定期的なフォローアップ調査 	<ul style="list-style-type: none"> モデル施設における計画作成支援 		<ul style="list-style-type: none"> 水害リスク想定マップをもとにした施設の計画作成促進

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要配慮者利用施設等の支援

- ③ 市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。

取組状況

避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発

- 平成25年の災害対策基本法の見直し(第49条第10項)により、「市町村は居住する要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため名簿を作成する」となっています。(要配慮者支援名簿の作成)
- その名簿を踏まえ各市町村において名簿登録の周知やそれに基づく避難行動要支援者に対する支援を行っています。

【令和3年度以降の取組】

- 引き続き、要配慮者支援名簿への登録、周知やそれに基づく避難行動要支援者に対する支援を実施していきます。

<構成と主な内容>

第1部 改正法対法に基づき取り組み必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定
避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握
関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成
要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を特定し、名簿を作成すること。
(要件が満たした者も、自ら名簿への掲載を求めることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
避難支援に必要な情報と更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
・情報管理を図るような措置を講ずること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施設可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、関係者の間等)

災害対策基本法見直し

知っていますか？
避難行動要支援者制度

○避難行動要支援者制度とは？
災害発生時に自力で避難することが困難な方の情報を事前に登録しておく。日頃の見守り活動や、もしものときの助け合いにつながることを目的とした制度です。地域における共助を基本とした要支援者の支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○制度に登録できる方
①介護保険制度に基づく要介護認定が、3、4、5の方
②身体障害者手帳を有する方のうち、障害の程度が1級、2級の方
③療育手帳を有する方のうち、障害の程度がAの方
④精神障害者保健福祉手帳を有する方のうち、障害の程度が1級の方
⑤上記①～④に該当しない方で、自力避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた方
※介護施設等に入居している方や、同居のご家族等により常に避難支援が受けられる方は、制度登録の対象外となります。

○登録申請の方法
①下記窓口に登録申請書を出してください。(登録申請書の配布も行っています。)
・防災危機管理課(市役所3階)
・高齢生活ケア課(市役所2階)
・介護保険課(市役所1階)
・社会福祉課(市役所1階)
・保健予防課(保健所1階)
・障害福祉課(保健所1階)
・各支所/各市民サービスセンター
②下記宛先に郵送またはFAX送付してください。
【郵送先】〒371-8601 前橋市大字前二丁目12番1号
前橋市役所 総務部 防災危機管理課
【FAX】027-221-2813
※登録申請書は、本市ホームページからダウンロードできます。

前橋市例

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			<ul style="list-style-type: none"> 市町村による避難行動要支援者の指定 避難行動要支援者への支援 		

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
19/21(市町村)	R3年度

取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

- ① 市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。

取組状況

水害ハザードマップの見直し

- 平成27年の水防法改正に伴い、浸水想定区域図の対象外力が想定最大規模降雨に変更となり、それに伴い、群馬県の洪水予報河川・水位周知河川についても浸水想定区域の見直しを行いました。
- 市町村は見直しされた浸水想定区域図をもとに令和2年度末までに直轄河川の浸水影響範囲を含む21市町村の内、19市町村についてハザードマップの見直しを行いました。
- なお、安中市は砂防基礎調査による土砂災害警戒区域の修正後、下仁田町は避難指示への一本化等の避難情報変更を反映するため、災対法改正後に更新を行います。

【令和3年度以降の取組】

- 全県管理河川を対象に作成した水害リスク想定マップを活用し、水位周知河川以外等も対象とした水害ハザードマップの作成を促進します。



水害リスク想定マップ

赤枠内が洪水予報河川の石田川浸水範囲ですが、水害リスク想定マップでは中小河川である大川(石田川支川)や高寺川、弁天沼川の浸水リスクも表示されています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 水防法改正による浸水想定区域図見直し、告示 			<ul style="list-style-type: none"> 市町村のハザードマップの更新 定期的なフォローアップ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスク想定マップを活用したハザードマップへの作成促進

取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
—	R3年度

取組6 防災情報の理解促進

- ① 県、市町村は、小中学校における水害教育を実施する。

取組状況

水害教育

- 平成30年7月豪雨を受け、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」での報告を受け、「学校における防災教育・避難訓練の推進」の取組を推進していきます。
- R2年度には教材、モデル実施校の調整を行い、R3年度にモデル校において水害教育の試行を行います。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度はモデル校での防災教育を試行し、その成果をもとに、他の地域、学校で展開していきます。



テーマ	主な学習活動	指導上の留意点	時間
マイ・タイムライン(水)	<ul style="list-style-type: none"> 水害から命を守るための方法を考える。 川の水位が上昇するまでの過程を知る。 ハザードマップについて知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水の仕組みについて理解させ、避難の必要性を実感させる。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> 水害から命を守るための方法を探究する。 逃げキッド[®]を使って事前の備えについて考える。 警戒レベル^④について知り、避難準備行動について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 川が氾濫する前の安全な時期に避難をすることが最良の考え方であることに気付かせ、事前の避難準備の大切さを意識させる。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインをつくる。 マイ・タイムラインを作成する。 回上訓練をする。 	<ul style="list-style-type: none"> マイ・タイムラインを作成する際にはどの情報をもとに考え方を意識させる。 	1

4.3.6 関連する教科書等とのつながり

社会科	【第5学年】 国土の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生位置や時期) 【第6学年】 自然災害からの復旧・復興
理科	【第5学年】 天気の変化・流れる水の働き 【第6学年】 土地のつくりと変化

学校における避難に関する防災教育事例集
(内閣府)



取組の実施状況

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

達成状況	目標年度
—	R3年度

取組6 防災情報の理解促進

② 県、市町村は、住民等への防災知識の普及活動(防災訓練、防災講習会)を行う。

取組状況

総合防災訓練

- 毎年県、市町村で共同して防災関係機関の技術向上と連携強化、県民の方々の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を実施しています。
- 令和元年度は富岡市との共催により、102機関・団体、約6,200人が参加、観覧しました。



総合防災訓練(令和元年9月・富岡市)

防災講習会

- 自主防災組織の活性化のために活躍できる人材として、県が認定する「ぐんま地域防災アドバイザー」の拡充及び育成を図るため、「防災士」を養成する「ぐんま地域防災アドバイザー講座」を年2回程度開催しています。
- 当講座を受講して防災士を取得した者は、県及び県内市町村とで共有する「ぐんま地域防災アドバイザー」として登録され、災害時のみならず、平時にも防災活動の中心として活躍できる人材としての活躍が期待されています。
- 令和2年度末時点で615人が登録されています。



防災士養成講座(令和2年度)

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度は令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策により延期となった安中市で総合防災訓練を実施する予定です。
- 「ぐんま地域防災アドバイザー講座」を引き続き実施し、地域の自主防災のリーダーを補佐する人材を育成します。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(渋川市) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(藤岡市) 養成講座(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(富岡市) 養成講座(1回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座(1回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練(安中市) 養成講座(1回開催)

取組の実施状況

○水防に関する事項

取組7 実行的な水防活動体制の強化

① 市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。

達成状況	目標年度
—	毎年実施

取組状況

水防団の機動的な対応の位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検

- 各市町村の水防計画に水防警報の発表基準、水防団の出動体制等を定め、水防活動にあたっています。
- また、必要に応じ、連絡体制の確認や対応事項の点検により水防計画の見直しを行っています。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度以降も継続的に水防計画の点検・見直しを実施していきます。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	1 気象予・警報等あるいは、河川状況により、特に必要と認めるとき。 2 水防団待機水位に達したとき。 または、氾濫注意水位以下に下降したとき。 (知事のみ)
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 または水位・流量等其他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防団待機水位以下に下降したとき、または水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防団出動体制例(伊勢崎市地域防災計画)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・地域防災計画の点検・見直し		

取組の実施状況

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
—	毎年実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ② 県、市町村、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。

取組状況

水防訓練

- 各市町村において、水災時の初動対応の重要性の再確認および地域防災力の向上を目指して、毎年水防訓練を実施しています。
- 令和3年度に、千代田町の利根川河川敷で利根川水系連合総合水防演習を実施する予定です（令和2年度は新型コロナウイルス感染対策により延期）。

伝達訓練

- 出水期を前に毎年1回国、県、市町村、水防団等関係機関で伝達訓練を実施しています。
- この訓練は河川・ダムを対象に水防警報、洪水予報、ダム放流通知等を迅速かつ的確に伝達を行い、洪水時の防災体制に万全を期すために実施をしています。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度には千代田町での利根川水系連合総合水防演習を実施する予定です。
- また、水防訓練、伝達訓練については継続的に実施します。



前橋市第4方面団合同水防訓練状況
令和2年7月26日(日)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			<ul style="list-style-type: none"> 水防訓練の実施 伝達訓練の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 利根川水系総合水防演習(千代田町)

取組の実施状況

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
12/12(土木)	毎年実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ③ 県、市町村、水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。

取組状況

重要水防箇所合同点検

- 群馬県の県管理河川における重要水防箇所について、出水期前をめどに年1回点検を行います。
- 河川管理者、市町村、水防団、自治会長等が合同で堤防・護岸等の状況を点検し、量水標及び説明看板等の確認をすることで、住民の避難行動につながる情報共有を行います。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度以降も継続して、出水期前に河川管理者、市町村、水防団、自治会長等が合同で重要水防箇所について点検を行い、住民の避難行動につながるよう情報提供を行います。

様式-2 重要水防箇所の点検結果・対応予定表

重要水防箇所 番号/河川名	点検日時				点検結果(異常等)	対応予定・対応時期		
	年	月	日	時 分				
桐生土木事務所(企画調査係 内藤、施設管理係 鎌谷・佐藤 連絡TEL.0277-53-0121) 桐生市(土木課 小堀係長・奈良係長 連絡TEL.0277-46-1111) (防災・危機管理課 林主任 連絡TEL.0277-46-1111) 桐生市消防本部(警防課 百田係長・森下主任・福島主任 連絡TEL.0277-47-1704) (桐生消防署東分署 海川係長・金井士長・神山消防士 連絡TEL.0277-46-2399) T4区(楠田地区) 高木 幹夫	担当者等							
桐5	桐生川	R2	5	28	10	0	異常なし	—
桐4	桐生川	R2	5	28	10	30	異常なし	—
桐3	桐生川	R2	5	28	10	45	堤防の一部損傷	管内一円にて対応予定(7月)。
桐2	桐生川	R2	5	28	11	0	異常なし	—
桐1	桐生川	R2	5	28	11	30	異常なし	—

・重要水防箇所「土木事務所別箇所一覧」に掲載されている箇所番号を記入して下さい
・点検の状況及び点検箇所に異常等があった場合には、様式3にて状況管理願います。



点検結果例(桐生土木事務所)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・重要水防箇所合同点検(年1回)		

取組の実施状況

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
—	随時実施

取組7 実行的な水防活動体制の強化

- ④ 県、市町村は、水防団(消防団)員の確保のための取組を進める。

取組状況

水防団(消防団)員確保のための取組の実施。

- 群馬県内には、35消防団、11,244人の消防団(水防団)員がいます。(令和2年4月1日時点)。
- 県、市町村において事業主に向けた水防団加入促進や女性水防団員確保のための「女性消防団員確保研修」等の取組を行い、水防団員確保に努めています。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度以降も継続して水防団(消防団)員確保のための取組を行います。



女性消防団員確保研修

入札参加資格審査加点制度(建設・物品・役務業者)

群馬県では、一定数の消防団員を雇用する事業者に対して、入札参加時の格付けで加点優遇を実施しています。詳しくは群馬県ホームページを御確認ください。

群馬県ホームページ
http://www.pref.gunma.jp/cale_list/00002634.html(建設工務)
http://www.pref.gunma.jp/cale_list/00002637.html(物品・役務)

消防団協力事業所表示制度

この制度は、従業員が消防団員として相当数入団している、従業員の消防団活動について積極的に配慮している、災害時等に事業所の資機材を消防団に提供している、などの事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。「消防団協力事業所」として認められた事業所には、表示マークが交付され、取組した表示証を社内に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

事業主への各種取組

学生消防団活動認証制度

学生が消防団活動を行った功績を市町村長が認証し、「学生消防団活動認証状」を交付する制度です。認証状を交付された学生は、就職活動時にその認証証明書を、企業等に提出することができます。学生が消防団員として社会貢献に努めたことを評価し、就職活動を支援することにより、学生の消防団への入団を促進し、将来の地域防災の中核を担う人材の確保を目的とする制度です。

群馬県消防協会会長(知事)表彰

群馬県では、消防団員を多数雇用するなど、消防団を支援する事業者に対して、公益財団法人群馬県消防協会会長である知事から表彰を行っています。これまで500以上の事業者が表彰されています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に向けた取組 ・女性消防団員確保研修等 		

取組の実施状況

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
35/35(市町村)	R3年度

取組8 水防資機材の確保

- ① 県、市町村は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

取組状況

水防資機材の点検、確保

- 水防資機材については群馬県水防計画に位置づけ、毎年点検を行い、不足する資機材があれば速やかに補充しています。

【令和3年度以降の取組】

- 水防資機材について毎年点検し、不足するものがあれば速やかに補充します。
- 水防資機材として配備すべきもののリストや数量が十分か、既往の災害事例等をもとに確認し、必要なものは随時追加配備していきます。
- また、堤防決壊等の迅速な応急対応を図る観点から、平時から土砂の備蓄（ヤードの確保）を進めています。



広瀬川防災ステーション(伊勢崎市境島村地先)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・資機材の使用状況による備蓄・配備		・土砂の備蓄（ヤードの確保）

取組の実施状況

○水防に関する事項

達成状況	目標年度
—	R3年度

取組9 排水への備え

- ① 県、市町村は、排水ポンプ車等を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。

取組状況

関係機関との情報共有

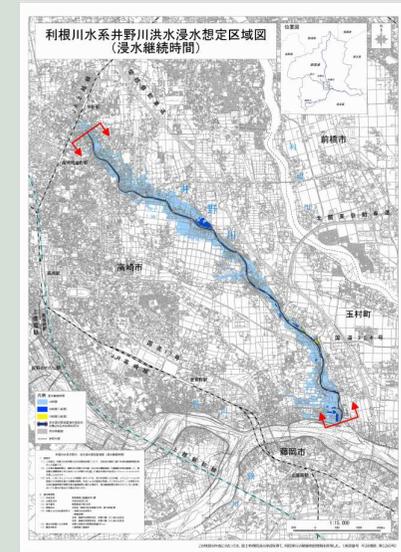
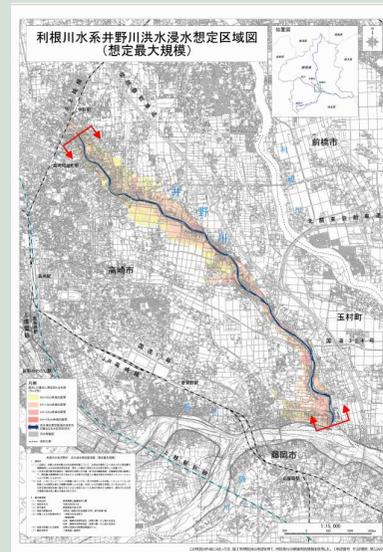
- 排水ポンプ車を所有する機関と、県管理河川における浸水想定区域図の示す浸水エリア、浸水継続時間等の情報共有をします。

【令和3年度以降の取組】

- 引き続き地域部会等の場を活用し必要な情報共有を行い、連携体制の強化を図ります。



群馬県排水ポンプ車



井野川浸水想定区域図・浸水継続時間

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・関係機関との情報共有		

取組の実施状況

○排水に関する事項

達成状況	目標年度
—	R3年度

取組9 排水への備え

- ② 市町村は、排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。

取組状況

連絡体制の整備

- 内水被害等の最小化を図るため、関係機関が所有する排水ポンプ車等の支援要請、出動を円滑に行えるよう、市町村において連絡体制の整備を行っています。
- なお、群馬県においても、令和2年度までに計5台の排水ポンプ車を配備したことから、これらも活用し、さらなる被害の最小化を図っていきます。

【令和3年度以降の取組】

- 県で配備した排水ポンプ車も活用し、出動が予想される箇所等における訓練を実施するなど、速やかな運用体制の確立を図っていきます。



排水ポンプ車出動状況



群馬県排水ポンプ車配備状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・運営要領等の策定		排水ポンプ車を活用した訓練等の実施

取組の実施状況

○河川管理施設の整備に関する事項

達成状況	目標年度
130/130(km)	R3年度

取組11 危機管理型ハード対策の実施

① 県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装(水位周知区間の未舗装箇所)を実施する。

取組状況

堤防天端舗装

- 平成27年9月の関東・東北豪雨の鬼怒川の堤防決壊等を受けて、住民避難のための時間を少しでも長く確保する施策として、堤防の天端舗装など、堤防決壊までの時間を遅らせる、粘り強い構造の堤防を整備しています。
- 堤防区間の内、水位周知河川の未舗装区間の他、人家連担区間の堤防天端舗装を実施しています。

【令和3年度以降の取組】

- 令和3年度の出水期までに水位周知河川の未舗装区間及び人家連担区間130kmの整備を完了させます。



防災のためのインフラの整備



粘り強い堤防構造イメージ図



堤防天端舗装状況(荒川)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工程			・水位周知河川の未舗装区間及び、一般河川の人家連担区間の堤防天端舗装130km整備		令和3年度出水期までに完了